

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第2号
事故等種類	衝突
発生日時	平成20年12月27日 06時36分ごろ
発生場所	関門港関門航路 山口県下関市彦島導灯（後灯）から真方位118° 630m付近 (概位 北緯33° 55.7′ 東経130° 55.9′)
事故等調査の経過	平成21年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>ウォル クワン</sup> WOL KWANG、3,100.04トン（大韓民国） 7729241（IMO番号）、TONG YANG CEMENT CO.,LTD B 貨物船 NO.8 <sup>シン ヨング</sup> SHIN YOUNG、960トン（大韓民国） 8823800（IMO番号）、SHIN YOUNG MARINE CO.,LTD
乗組員等に関する情報	A 船長、外国免状（大韓民国） A 一等航海士、外国免状（大韓民国） B 船長、外国免状（大韓民国）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 右舷後部外板に亀裂及び凹損 B 右舷船首部に圧損
事故等の経過	A船は、船長A及び一等航海士Aほか14人が乗り組み、約11ノット（kn）の速力で関門航路大瀬戸付近を北進中、B船は、船長Bほか9人が乗り組み、約8.5knの速力で大瀬戸付近を南進中、平成20年12月27日06時36分ごろ、A船の右舷後部とB船の右舷船首が衝突した。 (付図1 推定航行経路図 参照)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 微弱な南流、日出時刻 07時20分ごろ
その他の事項	A船は、一等航海士Aが操船し、船長Aは船橋にいなかった。 一等航海士Aは、夜間に関門海峡通航を操船するのは初めてだった。 A船は、同航船Cの左舷側を追い越すために左転して関門航路中央付近を北進した。 B船は、船長Bが操船し、同航船Dに左舷側を追い越される態勢で南進した。 D船がB船を追い越したころ、A船が緑灯を見せてB船の前路に進出してきた。 A船及びD船は、追い越し信号を行わなかった。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、関門航路大瀬戸において、C船の左舷側を追い越して航路中央付近からB船の前路に進出したものと考えられる。 B船は、D船がB船を追い越したころ、A船が緑灯を見せて前路に進出してきたので、船長Bが、左舵一杯としてクラッチを中立としたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、関門航路大瀬戸において、A船及びC船が北進し、D船及びB船が南進して4船が接近する状況下、A船がC船の左舷側を追い越して航路中央付近からB船の前路に進出したため、D船の後を航行していたB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。	

付図1 推定航行経路図

